

○第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件

(平成十四年十二月二十六日)

(国土交通省告示第千百十五号)

改正	平成一五年	四月	一日	国土交通省告示第	三七二号
	同	一五年	六月二四日	同	第九七五号
	同	一五年	十一月二五日	同	第一四八五号
	同	一八年	九月二九日	同	第一一六九号
	同	一九年	一二月二一日	同	第一六六五号
	同	二〇年	八月一日	同	第九七三号
	同	二六年	三月三一日	同	第四一九号
	同	二七年	六月四日	同	第七〇〇号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件

建築基準法施行令第二十条の七第一項第二号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるものうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。

一 次に掲げる建築材料

イ 合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定する普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、化粧ばり構造用合板、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する合板

ロ フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）に規定するフローリングの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合するフローリング

ハ 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する構造用パネル

ニ 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する集成材

ホ 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する

造作用単板積層材又は構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する単板積層材

へ 日本工業規格（以下「JIS」という。） A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆等級の規格に適合するミディアムデンシティファイバーボード

ト JIS A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆等級の規格に適合するパーティクルボード

チ 直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する直交集成板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合するもの

リ 次に掲げる保温材

(1) JIS A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯又はロックウール保温筒の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒

(2) JIS A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯又はグラスウール保温筒の規格に適合するもののうち、ホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するグラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒

(3) JIS A九五一一（発泡プラスチック保温材）に規定するフェノールフォーム保温板又はフェノールフォーム保温筒の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するフェノールフォーム保温板及びフェノールフォーム保温筒

ヌ 次に掲げる断熱材

(1) JIS A九五二一（建築用断熱材）に規定するロックウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するロックウール断熱材

(2) JIS A九五二一（建築用断熱材）に規定するグラスウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するグラスウール断熱材

(3) JIS A九五二一（建築用断熱材）に規定するフェノールフォーム断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するフェノールフォーム断熱材

(4) JIS A九五二三（吹込み用繊維質断熱材）に規定する吹込み用グラスウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合する吹込み用グラスウール断熱材

二 次に掲げる建築材料（施工時に塗布される場合に限る。）

イ 次に掲げる塗料（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。）

(1) JIS K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合するアルミニウムペイント

(2) JIS K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する油性調合ペイント

(3) JIS K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する合成樹脂調合ペイント

(4) JIS K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合するフタル酸樹脂ワニス

(5) JIS K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナメルの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合するフタル酸樹脂エナメル

(6) JIS K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する油性系下地塗料

(7) JIS K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する一般用さび止めペイント

(8) JIS K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する多彩模様塗料

(9) JIS K五六七四（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に規定する鉛・クロ

ムフリーさび止めペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する鉛・クロムフリーさび止めペイント

(10) JIS K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する家庭用屋内木床塗料

(11) JIS K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する家庭用木部金属部塗料

(12) JIS K五九七〇（建物用床塗料）に規定する建物用床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆の規格に適合する建物用床塗料

ロ 次に掲げる接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。）

(1) JIS A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、JIS A五五三七（木れんが用接着剤）、JIS A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、JIS A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJIS A五五四九（造作用接着剤）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤

(2) JIS A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、JIS A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、JIS A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）、JIS A五五四九（造作用接着剤）又はJIS A五五五〇（床根太用接着剤）に規定するゴム系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するゴム系溶剤形接着剤

(3) JIS A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJIS A五五四九（造作用接着剤）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤

(4) JIS A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJIS A五五四九（造作用接着剤）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散がF☆☆☆等級の規格に適合する再生ゴム系溶剤形接着剤

附 則

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 （平成一五年四月一日国土交通省告示第三七二号）

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 （平成一五年六月二四日国土交通省告示第九七五号）

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 （平成一八年九月二九日国土交通省告示第一一六九号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百八号）の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二一日国土交通省告示第一六六五号）

この告示は、平成十九年十二月二十四日から施行する。

附 則 （平成二六年三月三一日国土交通省告示第四一九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年六月四日国土交通省告示第七〇〇号）

この告示は、公布の日から施行する。